

指定管理者総括調書（令和５年度）

基準日 令和 6年 3月 31日

施設名	大牟田市市民活動等多目的交流施設		
担当部署	市民協働部地域コミュニティ推進課	電話番号	0944-41-2614

I 指定管理者の情報

指定管理者名及び代表者名	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 代表理事 平本 哲男		
指定管理者の所在地	東京都豊島区東池袋1丁目44-3		
指定期間	令和2年	～	令和6年
	選定方法		公募
指定管理者種類	☐ 市内企業 ☐ 市外企業 ☐ NPO・ボランティア団体等 ☐ コミュニティ組織等 ☒ 財団法人・社団法人・社会福祉法人・医療法人・学校法人等 ☐ その他		
業務の範囲	(1)事業の運営業務に関すること ①市民活動に関する情報の収集及び提供に関すること ②市民活動の相談に関すること ③市民活動に関する交流の支援に関すること ④市民活動に関する学習機会の提供に関すること ⑤市民活動に関する調査、研究、企画立案及び啓発に関すること ⑥個人学習の場の提供に関すること ⑦その他、市民活動の促進及び協働の推進に関すること ⑧提案事業の実施に関すること (2)施設の管理運営業務に関すること ①施設の使用許可等 ②利用者への対応 ③施設・設備の維持管理 ④期日前投票所の開設		

II 施設の情報

所在地	大牟田市新栄町6-1			施設 の 設 置 目 的	市民協働の拠点としての市民活動の支援、次世代育成支援、青年活動の支援及び青少年の健全育成に資するとともに、多世代が利用し、にぎわいを創出するための多目的交流施設として設置するもの。
設置年月	平成25年10月	増改築年月			
施設の設置根拠	大牟田市市民活動等多目的交流施設条例				
施設の概要	敷地面積	2,060	m ²		
	延床面積	1,727	m ²		
【1階】市民活動サポートセンター、談話コーナー、つどいの広場 【2階】小研修室、中研修室、多目的ホール 【3階】音楽室、創作室、料理室、和室 駐車場(40台)、駐輪場(60台)					
実施事業の概要	休館日	第1月曜日、12/29～1/3		開館時間	9:00～21:30
	必須事業	①市民活動に関する情報の収集及び提供(ホームページ、フェイスブックの作成・更新、月刊えるるの発行等) ②市民活動の相談(団体設立、運営等の相談、ボランティア募集及び活動希望者の対応) ③市民活動に関する交流の支援に関すること(えるるカフェ、えるる祭り、まちづくりフォーラムの開催) ④市民活動に関する学習機会の提供(NPO、ボランティア入門講座、NPO法人設立講座、NPOスキルアップ講座等の開催) ⑤市民活動に関する調査、研究、企画立案及び啓発に関すること (市民活動団体の事業報告書等の確認) ⑥個人学習の場の提供に関すること ⑦その他、市民活動の促進及び協働の推進に関すること(中間支援組織として市民活動団体等のマッチング)			
	提案事業	①市民活動理解・参加促進教育 ②助け合いネットワークブック制作 ③えるる食堂の開催(6回)			
料金	利用料金制度	☒ 有 ☐ 無			

III 施設の利用状況

施設利用状況等の推移	区分			2年度実績	3年度実績	4年度実績	R5年度実績	RO年度実績
	開館日数	単位	日	347	348	348	349	
	施設の総利用者数等	単位	人	55,362	44,034	65,567	71,368	
	個別事業における利用状況等の推移			55,362	44,034	65,567	71,368	
	(1)団体利用者数			25,510	21,969	36,137	37,394	
	①市民活動団体			3,782	3,191	5,595	4,600	
	②青少年団体			785	534	703	857	
	③一般団体			19,047	15,522	24,765	26,728	
	④その他(行政主催事業等)			1,896	2,722	5,074	5,209	
	(2)つどいの広場利用者			8,401	6,249	7,498	8,357	
	(3)個人学習利用者			21,068	15,611	21,685	25,328	
	(4)個人利用者			383	205	247	289	
利用料金収入	施設の利用料金収入	単位	千円	3,354	3,078	3,864	4,137	

Ⅳ モニタリング結果
管理運営評価シートの結果

評価結果	226点 / 285点 (平均:4.0点)		I 施設の運営	118点 / 150点
			Ⅱ 施設の管理	96点 / 120点
			Ⅲ 継続性・安定性	12点 / 15点
			Ⅳ その他	0点 / 0点

モニタリング項目に関するコメント

	コメント
I 施設の運営	市指定事業については、指定管理者が持つ市民活動に係る専門知識とノウハウを生かし、当初計画の目標値をほぼ達成している。自主事業については、えるる祭り、えるる食堂のボランティア等への参加を高校生へ呼びかける等、市民活動理解・参加促進に努めている。「助け合いネットワークブック」については、発行には至らなかったが、名簿の作成を行い、ネットワークの構築に努められた。
Ⅱ 施設の管理	仕様書、協定書等に基づき適切な維持管理、保守点検などを実施し、利用者の安全性と利便性の向上に努めている。施設の修繕についても、市と協議を行い、迅速に対応している。
Ⅲ 継続性・安定性	指定管理施設に関する会計処理は適正に行われており、今後も継続的なサービス提供が可能である。
Ⅳ その他	

総 評
本施設は、平成29年度より新たに指定管理者制度を導入した施設である。昨年度は利用者数もコロナ禍以前に戻りつつあり、当初の事業計画の目標値をほぼ達成した。また、市民協働の拠点機能を担う市民活動サポートセンターでは、専門相談員を常時配置しており、指定管理者が持つ市民活動に係る専門知識とノウハウにより事業の充実が図られている。 利用者アンケートは各項目において高い満足度となっており、全体の満足度についても、大変満足と満足の合計が99%となっている。さらに、中心市街地の賑わいに寄与するため、周辺商店街や地域とも連携協力している。 今後も多様な主体間の協働を促す中間支援組織としての役割を担うため、情報発信機能や市民活動団体向け講座の充実、市民活動の促進と協働の推進の役割をより一層果たすことに期待する。